

6／17（金）の発表

はじめよう、つづけよう。  
「新北海道スタイル」

～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～

新北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 6月17日（金）16時00分

発表項目 (行事名)	令和元年道委不第5号事件に係る命令書(写)の交付について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>1 発表の概要 全国福祉保育労働組合北海道地方本部札幌明啓院分会（以下「組合」という。）から社会福祉法人札幌明啓院（以下「法人」という。）を被申立人として申立てがあった標記事件について、当委員会は、申立ての全部について救済を命じ、令和4年（2022年）6月17日、両当事者に対し命令書(写)を交付しました。</p> <p>2 命令の概要 組合の申立事項につき、労働組合法で禁止されている不当労働行為に該当すると認定し、法人に対して、①組合の執行委員長を主任生活相談員から生活支援員への配置転換を命じるという不利益な取扱いをしてはならないこと、②組合の執行委員長を現在の職から主任生活相談員に戻さなければならないこと、③組合の運営に介入してはならないこと、④文書の掲示を行うことを命じたものです。</p> <p>3 添付資料 (1) 不当労働行為事件命令書(概要) (2) 不当労働行為制度の概要 (3) 労働組合法(抜粋)</p> <p>4 その他 命令書の全文は、当委員会のホームページで公開しています。 ホームページアドレス： <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/contents/sinsa/meirei.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/contents/sinsa/meirei.html</a></p> <p>【参考】 救済申立年月日 令和元年（2019年）6月14日 命令書(写)交付年月日 令和4年（2022年）6月17日</p>		
参考			

報道（取材）に 当たってのお願い		
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)

担当 (連絡先)	北海道労働委員会事務局 総務審査課 主幹 相内 TEL ダイヤル 011-204-5664 内線 32-532
-------------	---

# 令和元年道委不第5号 札幌明啓院事件 命令書（概要）

## 第1 当事者

- 1 申立人 全国福祉保育労働組合北海道地方本部札幌明啓院分会（以下「組合」という。）
- 2 被申立人 社会福祉法人札幌明啓院（以下「法人」という。）

## 第2 事案の概要

本件は、法人が組合のA執行委員長（以下「A委員長」という。）に対し実施した主任生活相談員から生活支援員への配置転換（以下「本件配置転換」という。）が、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であるとして、組合から当委員会に救済申立てがなされた事案である。

## 第3 主文要旨

- 1 被申立人は、申立人の執行委員長であるAが労働組合の組合員であることを理由に、同人に對し主任生活相談員から生活支援員への配置転換を命じるという不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 被申立人は、Aを現在の職から主任生活相談員に戻さなければならない。
- 3 被申立人は、札幌地方裁判所からの緊急命令を受け、申立人のC書記長を生活相談員に戻す代わりに、Aを主任生活相談員から生活支援員に配置転換し、申立人の運営に支配介入してはならない。
- 4 被申立人は、次の文章を、縦1.5メートル、横1メートルの白紙に楷書で明瞭かつ紙面いっぱいに記載し、被申立人が経営する救護施設a正面玄関の見やすい場所に、本命令書の交付の日から7日以内に掲示し、10日間掲示を継続しなければならない（内容は省略）。

## 第4 判断要旨

- 1 本件配置転換は、A委員長が組合員であることを理由とする「不利益な取扱い」として、法第7条第1号の不当労働行為に当たるか（争点1）
  - (1) 法第7条第1号は、組合員であること、正当な組合活動等を理由とする労働者の解雇等の「不利益な取扱い」を不当労働行為として禁止している。
  - (2) 法第7条第1号の「不利益な取扱い」とは、不当労働行為に関する法制度に照らして、労働者の団結権及び団体行動権を侵害する使用者の一定の行為、換言すれば、労働者の組合活動意思を萎縮させ組合活動一般を抑圧ないし制約する効果を持つと認められる取扱いを指すものと解するのが相当である。そして、「不利益な取扱い」に当たるかどうかは、当該労働者の個人的被害を救済するという観点からだけでなく、組合活動一般に対する侵害の面をも考慮し、このような侵害状態を除去、是正して法の所期する正常な集団的労使関係秩序を回復、確保するという観点からも、具体的に決定されなければならない。  
したがって、不利益性の判断は、賃金の減少等の経済的不利益や職員制度上の建前のみから、これを判断すべきではなく、当該職場における従業員の一般的認識に照らしてそれが

通常不利益なものと受け止められ、それによって当該職場における組合員らの組合活動意思が萎縮し、組合活動一般に対して制約的効果が及ぶようなものであるか否かという観点からなされるべきである。

(3) また、不利益性については、原則として、当該取扱いに係る不当労働行為救済申立てがなされるまでの事実関係に基づいて判断されるべきであり、これにより過去における不利益性が認められる場合のその後の事情の変化は、当該不利益性の消滅の有無の問題として検討するのが相当である。

(4) 本件配置転換の不利益性について

ア 組合は、本件配置転換の不利益性について、宿直勤務のある生活支援員とする本件配置転換は、重度睡眠時無呼吸症候群を患っているA委員長への生命身体に対する不利益性があり、また、主任からの降格を伴う生活相談員から生活支援員への配置転換は、人事上の不利益が発生すると主張するのに対し、法人はいずれの不利益性も発生しないとして、これを否定する。

イ この点、①A委員長は、重度睡眠時無呼吸症候群と診断され、心血管系疾患発症の危険性が極めて高く、CPAP装置（圧力をかけた空気を鼻から気道に送り込み、気道を広げて睡眠中の無呼吸を防止する装置）を着用の上、睡眠導入剤を服用して睡眠しており、診断書でも「CPAP治療を行わない場合、高血圧症、心疾患の増悪、脳卒中を引き起こす可能性が高い。また、夜勤や宿直は業務に支障を来す可能性が高く、日勤業務が好ましいと考える。」と付記されているが、本件配置転換はかかるA委員長に対し、月3ないし5回程度の宿直勤務が課されている生活支援員を命ずることであること、また、②本件配置転換の辞令は、「主任生活相談員から、1階生活支援員を命じる。」という内容であり、明らかにA委員長の主任を解くものであるから、主任からの降格と認められること、③生活相談員と生活支援員とどちらが職制として上という直接的な定めはないものの、業務の内容において、生活支援員の業務は、利用者に対する介助その他の支援業務であるのに對し、生活相談員の業務は、会議の開催、実習生の指導、各種の企画立案などで、フロアの業務を統括する役割を担い、一部につき決裁者となるなど、生活相談員にはフロアのリーダー的ないし管理者的な側面が認められ、一方、人事の実績でも、生活支援員から課長に昇進した者は存在せず、また、幹部候補として採用した者には、生活相談員を経験させており、職種を昇進に絡めて考慮していたことは否定し難いことを併せかんがみると、当該職場における職員の一般的認識として、本件配置転換が不利益なものであると受け止められ、それによって組合員らの組合活動意思が萎縮し、組合活動一般に対して制約的効果が及ぶことを否定することはできない。

ウ 以上から、本件配置転換は、不利益性を有する。

(5) 次に、本件配置転換が、A委員長が組合員であることの「故をもって」行われたか否かについて検討する。

ア この点、「故をもって」とは、一般に不当労働行為意思を要件としたものと解されており、不当労働行為意思とは、反組合的な意図ないし動機を意味し、かかる意図ないし動機の有無は、問題とされる行為に関連する諸事情から推定することができるか否かによって決せられることになる。

そこで、本件配置転換の事実経過を確認するに、本件配置転換は、第2次事件（平成28年道委不第7号事件）において、当委員会が、組合の要職にあるC書記長を生活相談員から生活支援員に配置転換したことについて、法第7条第1号の不利益取扱いに該当する旨を認定する命令を発したことを端緒とする。法人は、当委員会の命令を不服として、札幌地裁に対し、同命令の取消しを求めて行政訴訟を提起したが、同地裁は、C書記長を生活相談員に復帰させることを命じる緊急命令を発令した。これを受け、法人は、C書記長を生活相談員に復帰させつつ、C書記長に代えて、A委員長を生活相談員から生活支援員に配置転換したものである。

すなわち、本件配置転換は、組合書記長に対して不利益取扱いを行ったことにつき是正が命じられるや、その是正と引き換えに、今度は組合執行委員長に対して不利益な配置転換を行ったものであり、配置される人員がC書記長からA委員長に変わっただけであって、その実質としては、組合の要職にある者に対する不利益取扱いを継続させるものにはかならず、法人の一連の対応には、反組合的意図ないし動機を見出すことができ、不当労働行為意思が認められる。

イ これに対し、法人は、C書記長を生活支援員から生活相談員へ復帰させることによって、生活相談員が過剰配置となる一方で、生活支援員の欠員が生じるため、生活相談員1名を生活支援員に配置転換することは不可欠であるから、本件配置転換には、業務上の必要性があり、また、その人員としてA委員長を選定することに相当性がある旨を主張する。

確かに、従前どおりの職員の人員配置を維持するという観点からすれば、形式論としては、生活支援員から生活相談員に配置転換する職員1名が生じた場合、これに代替する人員1名を生活相談員から生活支援員に配置転換するという考え方自体は理解できないではない。しかし、生活支援員の欠員については、新規職員の採用によって対応することも法人の選択肢となり得るところである。また、単純に生活相談員と生活支援員とを入れ替えるのではなく、組織体制や職員の人員配置体制の工夫による対応も検討対象となり得るはずであり、実際に法人は、平成31年4月には、課を統合するなどして職員配置問題に対応した実績も有する。さらに、C書記長を生活相談員に復職させた時点において、A委員長以外の生活相談員として、G前次長、H課長、I課長3名が存在した。これら3名はいずれも管理職であり、法人が配置転換の対象としがたいと考えたとしても、どうしても生活相談員1名を生活支援員に配置転換しなければならないというのであれば、重度の睡眠時無呼吸症候群を患うA委員長との比較において、これら3名のいずれかを生活支援員とすることは検討の俎上に上り得るものであるといわざるを得ない。

以上からすると、C書記長の生活相談員への復職に伴う対応として、本件配置転換を行うことには、不利益を正当化するほどの業務上の必要性や人選の相当性を認めることはできない。

ウ なお、仮に本件配置転換に業務上の必要性と人選の相当性という正当化理由が一応認められるとの見解に立った場合、本件配置転換の動機が競合していることになるから、本件配置転換の正当化理由と組合員であることのいずれが不利益取扱いの決定的動機であったかについても述べておく。

この点、札幌地裁の緊急命令によって不当労働行為のは正が命じられたのであるから、

法人としては、その是正を原因とした更なる不当労働行為が連鎖することのないよう慎重に対応すべきであり、また、上記のとおり種々の検討対象となり得る方策が存したにもかかわらず、法人は、これら方策について何ら検討することなく、C書記長の生活相談員への復職に伴って直ちにA委員長に対して本件配置転換を行っており、あたかもC書記長の次はA委員長であるといわんばかりの対応をしたといわざるを得ない。これに加えて、本件配置転換に当たって事前説明や内示は一切行われておらず、法人における配置転換としては、C書記長の場合と同様に異例の取扱いであること、本件配置転換後に行われた団体交渉において、法人から、本件配置転換によって組合と争いになると予想していた、人事について組合と協議をするつもりはない、といった発言があつたことなどからすると、本件配置転換は、先行不当労働行為事件から継続する根強い反組合的意図ないし動機に基づくものであり、本件配置転換は、A委員長が組合員であることを決定的動機とするものであるといえる。

- (6) 以上から、本件配置転換は、組合の執行委員長であるA委員長に対し、組合の組合員であることを決定的動機としてなされた不利益な取扱いであるから、法第7条第1号の不当労働行為に当たる。

## 2 本件配置転換は、法第7条第3号の支配介入に該当するか（争点2）

前記1で判断したとおり、本件配置転換は、組合の執行委員長であるA委員長に対し、組合の組合員であることの故をもってなされた不利益な取扱いであり、かかる不利益取扱いは、組合を弱体化し、組合員の組合活動に萎縮的効果をもたらすから、法第7条第3号の支配介入に該当する。

## 3 法人が、本件配置転換の後、Aの当直勤務を全面的に免除し、令和3年4月1日付けてAを「生活支援員兼生活相談員主任」とする配置転換（以下「令和3年A配置転換」という。）を行ったことにより、本件配置転換の不利益は消滅したか（争点3）

- (1) 法人は、A委員長は生活支援員として宿直勤務を全面的に免除されて本件配置転換による同人の身体健康的な不利益は発生しないし、また、令和3年A配置転換により、A委員長は、辞令上、「生活支援員兼生活相談員主任」となり、組合がいうところの不利益を前提にしても人事上の不利益は存在しないことなどと主張する。
- (2) しかし、前記1(4)イ③で述べたとおり、業務の内容において、生活相談員にはフロアのリーダー的ないし管理者的な側面が認められる。なお、仮に、本件配置転換後、法人において生活相談員が生活支援員の決裁者になる運用をやめたとしても、生活相談員の上記側面がなくなつたとはいえないし、また、法人からは、本件救護施設の従前の管理規程から職務、組織及び業務分掌を改正した新たな管理規程が提出されているが、証拠上、当該改正後も生活相談員と生活支援員の業務の内容に特に変化は見られないから、前記認定に影響を与えない。
- (3) そして、A委員長は、令和3年A配置転換により「生活支援員兼生活相談員主任」の兼任を命じられているが、A委員長における兼任の勤務実態をみると、①生活支援員業務をしているA委員長の勤務命令表の内容は令和3年A配置転換以後も変化がなく、就労支援事業の利用者が入所してきた令和3年10月25日以後も同様であること、②A委員長は令和3年配置転換

の辞令交付の際、法人の説明で生活支援員として就労支援事業の入所者に対する身の回りの世話をすることを命じられたにすぎないと認識し、実際にかかる業務を行っていること、③G施設長において、令和3年A配置転換後、A委員長への生活相談員業務の指示や業務遂行の確認をしたことがない上、就労支援事業の月次報告書等の生活相談員業務はH課長が行い、A委員長には報告書に押印させているだけであることなどを併せかんがみれば、A委員長は、令和3年A配置転換により名目上は生活相談員の兼任を命じられているが、その勤務の実態は生活支援員のままであると認められる。

そうすると、A委員長にとっては、令和3年A配置転換がなされても生活相談員におけるフロアのリーダー的ないし管理者的な側面を失わせる不利益は消滅していないと認めるのが相当である。

(4) 以上から、令和3年A配置転換により、本件配置転換の不利益が消滅したとはいえない。

#### 4 復職の救済方法について

本件配置転換は、法第7条第1号に該当する不利益取扱いであるから、かかる不当労働行為に対する救済方法として、一般的には、これを撤回するよう法人に対して命じることが考えられる。

しかし、A委員長は、本件配置転換の後、「主任生活相談員」、「1階生活支援員（宿直勤務を全面的に免除）」、「主任生活支援員」、「生活支援員兼生活相談員主任」と数々の配置転換を命じられており、本件配置転換を撤回すると、これら後続の配置転換の効力やこの間のA委員長の身分や処遇に関する議論を招来し、労使間における新たな紛争のきっかけともなりかねない。

また、そもそも本件不利益取扱いの救済は、A委員長を本件配置転換前の原職である「主任生活相談員」に復帰させることにその核心があり、必ずしも本件配置転換を撤回させることまで命じなくとも、このような復帰を実現できれば救済方法としては必要十分であるということができる。

以上にかんがみると、復職の救済方法としては、本件配置転換を撤回することは命じず、端的に、法人に対し、A委員長を現在の職から「主任生活相談員」に復帰させることを命ずるのが適当である。

### 第5 審査の経過（調査12回、審問3回）

#### 1 申立年月日

令和元年（2019年）6月14日

#### 2 公益委員会議の合議年月日

令和4年（2022年）3月11日、同月25日、4月8日、同月25日

#### 3 命令書（写）交付年月日

令和4年（2022年）6月17日

## 不当労働行為制度の概要

### 1 不当労働行為制度とは

不当労働行為制度は、憲法第28条で保障する労働者の団結権、団体交渉権等の侵害となる使用者の一定の行為を不当労働行為として禁止し、それに違反する行為については、労働者側からの申立てに基づき、労働委員会が救済を与えることにより、労働者の団結権等を保護し、正常な労使関係の回復、維持、発展に役立てようとするものです。

### 2 不当労働行為として禁止されている行為

労働組合法第7条は、使用者の次に掲げる行為を不当労働行為として禁止しています。

#### 不 当 労 働 行 為 の 類 型

類型	禁 止 さ れ て い る 行 為	労組法第7条
不利益取扱い	労働者が ① 労働組合の組合員であること ② 労働組合に加入しようとしたこと ③ 労働組合を結成しようとしたこと ④ 労働組合の正当な行為をしたこと を理由に、その労働者を解雇し、その他不利益な取扱いをすること。	第1号
黄犬契約	労働者が ① 労働組合に加入しないこと ② 労働組合から脱退すること を雇用条件とすること。	
団体交渉拒否	使用者が 雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを、正当な理由がないにもかかわらず拒否すること。 ※ 使用者が形式的に団体交渉に応じても、実質的に誠実な交渉を行わないこと（不誠実団交）も、これに含まれます。	第2号
支配・介入	使用者が ① 労働組合の結成 ② 労働組合の運営 を支配したり、これに介入したりすること。	第3号
経費援助	使用者が 労働組合の運営のため、経理上の援助を与えること。	
報復的不利益取扱い	労働者が ① 不当労働行為救済の申立て、再審査の申立てをしたこと ② 労働委員会が審査、調整を行う場合に、証拠を提示し、又は発言したこと を理由として、その労働者を解雇し、その他不利益な取扱いをすること。	第4号

### 3 不当労働行為の救済

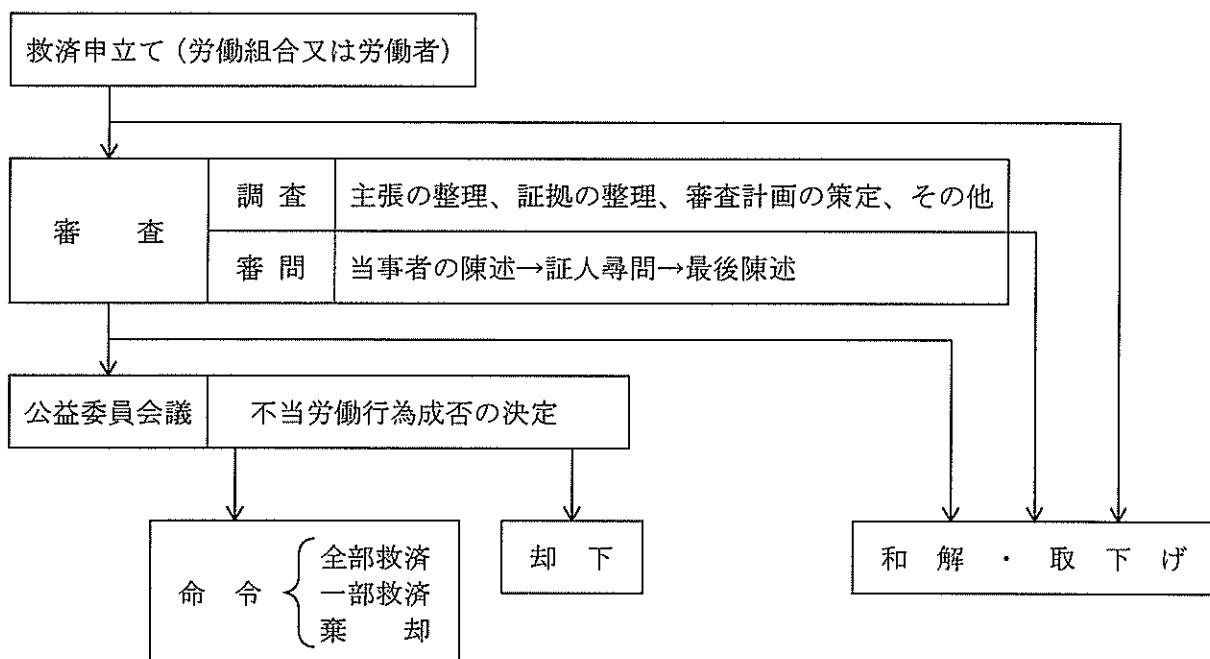
使用者が労働組合法第7条に違反した場合、労働組合や労働者は、労働委員会に救済の申立てを行うことができます。

労働委員会は、申立てに基づいて審査を行い、不当労働行為の事実があると認めたときは、使用者に対し、不当労働行為を改めたり、行わないように命令します。

例えば、正当な組合活動をしたために解雇された労働者を元の職場に復帰させ、その間に得たはずの賃金を支払うように命令したり、組合の運営に対して支配・介入したことについて今後行わない旨の文書を掲示するよう命令したりします。

### 4 不当労働行為の審査手続

#### (1) 審査の流れ



#### (2) 命令に不服の場合

北海道労働委員会の発した命令について、不服のある当事者は、命令書の写しを受け取った日の翌日から15日以内に、中央労働委員会に再審査を申し立てることができます。

また、命令書の写しが交付された日から、使用者側は30日以内、労働者側は6ヶ月以内に、札幌地方裁判所に命令取消の訴え（行政訴訟）を提起することができます。

#### (3) 命令の確定、不履行

定められた期間内に、中央労働委員会への再審査の申立て、地方裁判所への訴えの提起がない場合は、労働委員会の命令は確定します。

使用者は、確定した命令を履行しなければなりません。履行しない場合は、労働組合法の定めに従い、50万円（命令が作為を命ずるものであるときは、その命令の日の翌日から起算して不履行の日数が5日を超える場合にはその超える日数1日につき10万円の割合で算定した金額を加えた金額）以下の過料に処せられます。

## 労働組合法（抜粋）

### （目的）

第1条 この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする。

### 2 （省略）

### （不当労働行為）

第7条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもって、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること又は労働者が労働組合に入加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること。ただし、労働組合が特定の工場事業場に雇用される労働者の過半数を代表する場合において、その労働者がその労働組合の組合員であることを雇用条件とする労働協約を締結することを妨げるものではない。
- (2) 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。
- (3) 労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること。ただし、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、かつ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。
- (4) 労働者が労働委員会に対し使用者がこの条の規定に違反した旨の申立てをしたこと若しくは中央労働委員会に対し第27条の12第1項の規定による命令に対する再審査の申立てをしたこと又は労働委員会がこれらの申立てに係る調査若しくは審問をし、若しくは当事者に和解を勧め、若しくは労働関係調整法による労働争議の調整をする場合に労働者が証拠を提示し、若しくは発言をしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること。

### (救済命令等)

第27条の12 労働委員会は、事件が命令を発するのに熟したときは、事実の認定をし、この認定に基づいて、申立人の請求に係る救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立を棄却する命令（以下「救済命令等」という。）を発しなければならない。

2 （省略）

3 第1項の事実の認定及び救済命令等は、書面によるものとし、その写しを使用者及び申立人に交付しなければならない。

4 救済命令等は、交付の日から効力を生ずる。

### (救済命令等の確定)

第27条の13 使用者が救済命令等について第27条の19第1項の期間内に同項の取消しの訴えを提起しないときは、救済命令等は、確定する。

2 使用者が確定した救済命令等に従わないときは、労働委員会は、使用者の住所地の地方裁判所にその旨を通知しなければならない。この通知は、労働組合及び労働者もすることができます。

### (再審査の申立て)

第27条の15 使用者は、都道府県労働委員会の救済命令等の交付を受けたときは、15日以内（天災その他この期間内に再審査の申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内）に中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる。ただし、この申立ては、救済命令等の効力を停止せず、救済命令等は、中央労働委員会が第25条第2項の規定による再審査の結果、これを取り消し、又は変更したときは、その効力を失う。

2 前項の規定は、労働組合又は労働者が中央労働委員会に対して行う再審査の申立てについて準用する。

### (取消しの訴え)

第27条の19 使用者が都道府県労働委員会の救済命令等について中央労働委員会に再審査の申立てをしないとき、又は中央労働委員会が救済命令等を発したときは、使用者は、救済命令等の交付の日から30日以内に、救済命令等の取消しの訴えを提起することができる。この期間は、不变期間とする。

2 使用者は、第27条の15第1項の規定により中央労働委員会に再審査の申立てをしたときは、その申立てに対する中央労働委員会の救済命令等に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。この訴えについては、行政事件訴訟法第12条第3項から第5項までの規定は、適用しない。

3 前項の規定は、労働組合又は労働者が行政事件訴訟法の定めるところにより提起する取消しの訴えについて準用する。